

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	中頓別町税賦課徴収関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中頓別町は、地方税賦課関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税賦課徴収関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託に当たっては、情報の不正な利用等への対策として、業務委託契約書に個人情報の保護及び取扱いに関する事項を規定している。

評価実施機関名

中頓別町長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税賦課徴収関係事務
②事務の概要	【概要】 ・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 1.納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務（個人町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税） 2.収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3.滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4.納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 【事務処理の流れ】 地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づく町税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 ③番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。 ④必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。 ⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。 ⑥①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する。 ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書により確認する。 ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑩⑨に係る納税証明書を発行する。 ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書を発行する。 ⑫納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑬督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。 なお、これらの事務に関し番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施。
③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、総合行政システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項及び別表第一 項16、30
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 第一欄（情報照会者）に市町村長が含まれているもののうち、第二欄（事務）が「地方税賦課関連事務」に関わる項 ・項27、42、44、45 【情報提供の根拠】 第三欄（情報提供者）が「市町村長」を含む項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」及び「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中頓別町総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中頓別町（総務課住民グループ） 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6 01634-8-7660
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中頓別町（総務課住民グループ） 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6 01634-8-7660
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いにおいて、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を徹底しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各システムへのアクセスが可能な職員は、ID・パスワードによる認証をしておりシステムによっては指紋認証を使用してアクセス可能な職員を限定している。名簿も職員の異動等で随時更新しているため、適切な管理を行っているといえる。よって、権限のない者による不正使用のリスク対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	総務課長 遠藤義一	総務課長 小林嘉仁	事後	人事異動による
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年8月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年8月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和4年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	なお、これらの事務に関し番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の紹介と提供を実施。	なお、これらの事務に関し番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施。	事後	誤字の訂正
令和4年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 項16	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 項16、30	事後	記入漏れ
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 ・別表第二における情報照会の根拠 別表第二 項27,28,42 ・別表第二における情報提供の根拠 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	番号法第19条第8号及び別表第二 ・別表第二における情報照会の根拠 別表第二 項27、42、44、45 ・別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」を含む項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」及び「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121	事後	記入漏れと法改正による訂正
令和4年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務課長 小林嘉仁	総務課長	事後	役職名のみへ変更
令和4年2月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	01634-6-1111	01634-8-7660	事後	「01634-6-1111」は代表番号、グループ直通のダイヤルイン番号が新たに設定されたため。
令和4年2月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	01634-6-1111	01634-8-7660	事後	「01634-6-1111」は代表番号、グループ直通のダイヤルイン番号が新たに設定されたため。
令和4年2月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年2月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、団体内統合宛名ファイル	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 項16、30	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 ・別表第二における情報照会の根拠 別表第二 項27、42、44、45 ・別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」を含む項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」及び「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)に市町村長が含まれているもののうち、第二欄(事務)が「地方税関係関連事務に関わる項 ・項27、42、44、45 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」を含む項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」及び「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、	事後	
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和7年7月31日時点	事後	
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和7年7月31日時点	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	追加記載	十分である	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断根拠	追加記載	特定個人情報の取扱いにおいて、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を徹底しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	追加記載	十分である	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断根拠	追加記載	各システムへのアクセスが可能な職員は、ID・パスワードによる認証をしておりますシステムによっては指紋認証を使用してアクセス可能な職員を限定している。名簿も職員の異動等で随時更新しているため、適切な管理を行っているといえる。よって、権限のない者による不正使用のリスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	